単　　独

設　　計　　図　　書

（特記仕様書・位置図・工事数量総括表）

2026 年度施行

台町3丁目2号線排水整備工事

網走市

特　　記　　仕　　様　　書

特 記 仕 様 書

20　一般事項

01　適用

01　共通仕様書

当該工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』（以下「土木工事共通仕様書」という。）に基づき施工すること。

02　土木工事積算基準等

１　当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。

（１）一般土木工事

「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」

（２）漁港工事

「漁港関係工事積算基準」、「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

（３）下水道工事

「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

２　「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。

（１）機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。

（２）特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。

（３）上記（１）（２）については、受注者の任意施工を拘束するものではない。

ただし、現場条件等がこれにより難い場合には、必要に応じて設計変更する。

３　「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。

４　当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。

（１）一般土木工事

「土木工事数量算出要領」

（２）漁港工事

「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

（３）下水道工事

「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

特 記 仕 様 書

５　本設計図書は、北海道建設部が制定した「北海道建設部営繕工事積算要領」に基づき作成している。

６　特記仕様書に記載されていない事項について
　図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　令和7年版（各工事編）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書　令和7年版（各工事編）」（以下「改修標準仕様書」という。）、「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」（以下「解体共通仕様書」という。）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和6年10月版）」による。

03　概数

１　「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。

２　概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

３　「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。

４　当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。

16　CALS/EC（率に含まれる場合）

１　電子納品

（１）当該工事は電子納品対象とする。電子納品にあたっては、網走市電子納品の手引き（案）【工事編】（以下、「手引き【工事編】」という）に基づき、工事監督員と協議の上、電子化の範囲を決定しなければならない。これにより難い場合には、協議の上、従来の納品とする。

（２）工事完成図書は、手引き【工事編】に基づいて作成した電子データを電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）で1部提出する。なお、手引き【工事編】の解釈に疑義がある場合は、担当員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。

（３）工事完成図書の提出にあたっては、電子成果品事前チェックシート等による確認や目視による確認を行い、ウイルス対策を実施した上で提出するものとする。

特 記 仕 様 書

21　工程関係

04　近接施設の制限

04　市水道局との立会い

当該工事区間のＳＰ9.6に、網走市公営企業の水道管が埋設されている。
本工事は水道本管の移設になるため、網走市の水道施設工事業者にて工事を行う事。
また、　施工時には水道部の立会いを要請すること。

27　建設副産物・廃棄物関係

05　副産物・廃棄物の処理条件

02　特定建設資材廃棄物の処理条件

分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、発生木材、アスファルト・コンクリート塊）は、次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

１　アスファルト塊
（1）処分場所　：美幌アスコン(網走群美幌町稲美203-5)
（2）運搬距離　：片道運搬距離60.0km以下

2　コンクリート殻(鉄筋)
（1）処分場所　：(株)ナカジマ(網走市藻琴231-1)
（2）運搬距離　：片道運搬距離5.7km以下

3　すき取り物
（1）処分場所　：有限会社伊藤産業(網走市藻琴255番81)
（2）運搬距離　：片道運搬距離9.5km以下

03　建設副産物の処理条件

当該工事の施工により発生する建設副産物の処理については、次のとおりとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設副産物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

特 記 仕 様 書

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、工事監督員と協議すること。

1　汚泥（舗装切断による）

（1）処分場所　：株式会社エース・クリーン(北見市小泉761-12)

（2）運搬距離　：片道運搬距離45.0km以下